

J. S. ニコルソンの自由貿易論

服 部 正 治

- | | |
|------------------------|----------------|
| 1. チェムバレンの関税改革提案とニコルソン | 3. 自由貿易への理論的例外 |
| 2. 『関税問題』 | 4. 帝国内自由貿易構想批判 |
| | 5. リストとスミス |

1. チェムバレンの関税改革提案とニコルソン

イギリスの自由貿易政策は、19世紀中葉以降、とりわけ1842年の首相ピール（Sir Robert Peel）による関税改革と1846年の穀物法廃止との後に定置される。もちろん、1820年代においても商務省長官ハスキソン（William Huskisson）によって関税引き下げが実施されていたが、1842年のピールの改革は、関税引き下げが所得税の導入を伴った点が重要である。イギリス財政は、1910年の蔵相ロイド・ジョージ（D. Lloyd George）の「人民予算」による(1)所得税改正、(2)相続税改正、(3)土地課税新設に基づいて直接税強化がなされるまでは、間接税依存構造を維持することになったけれども、所得税は関税引き下げを可能にする「不可欠な恒久的財源」（吉岡昭彦氏）となっていったのである。こうして定置されたイギリスの自由貿易政策は、1860年の蔵相グラッドストーン（W. E. Gladstone）の第2回財政改革をもって完成するとされる。すなわち、それは——同年の英仏通商条約締結（その交渉担当者の名をとって、コブデン・シュヴァリエ条約とも呼ばれる）とあわせて——残存関税品目を大幅に減らしてわずか48にしたこと、しかもそれらはあくまで収入関税であったことからして、「自由貿易の完成（the completion of free trade）」「自由貿易の最終的勝利」と呼ばれるにふさわしいものであった¹⁾。

そして、自由貿易政策は第一次大戦まで堅持された。また、第一次大戦中の1915年に蔵相マッケナ（Reginald McKenna）のいわゆる「マッケナ関税」によって、自動車・自転車・楽器・時計・映画フィルム等への33.3%の従価税が新設され、また1921年には「産業保護法（the Safeguarding of Industries Act）」が制定されて、化学工業、光学・科学機械産業の新興の「キイ産業」への33.3%関税が認められ、またダンピング防止規定も設けられた。しか

1) 吉岡昭彦『近代イギリス経済史』（岩波書店、1981年）123-5, 264-6ページ。J. F. Rees, *A Short Fiscal and Financial History of England 1815-1918*, London, 1921, chap. 5.

し、マッケナ関税の対象品目は上記のように限られていたし、産業保護法は育成関税の性格が強いものであったし、ダンピング防止規定の適用も一部の小工業（レース・刺繍・刃物類等）にとどまった。こうして、あるイギリス財政史家の言葉のように、「1929年はじめにおいても、イギリスの伝統的な自由貿易政策は本質的にはなお損われてはいなかった」という評価が生れている²⁾。

だが、1929年の世界大恐慌を機にしてイギリスの自由貿易政策もようやく崩壊を迎えることになる。すなわち、1932年3月には蔵相ネヴィル・チェムバレン (Neville Chamberlain) によって、輸入品全般に対して従価10%の関税を課す——ただし、小麦・肉・原綿そして自治領産品等を除く——ことを定めた「輸入関税法 (the Import Duties Act)」が制定された³⁾。こうしてD.アーベルの研究によれば、「イギリスは、ピールの時代以降はじめて一般的保護主義に復帰した」のである⁴⁾。さらに、同年7-8月のオタワ会議では帝国特惠関税政策が樹立され、イギリスは輸入関税法で与えられた自治領への特惠を継続するとともに、さらにそれを強化して外国産小麦に対してクォーター当たり2シリングの関税を課すこと、外国産バターに対して1cwt当たり15シリングの関税を課すこと、また肉については輸入数量規制がおこなわれること等が決められた——他方、自治領はイギリスに対して、現存関税の引き下げ・撤廃によって特惠を強化することになった——⁵⁾。オタワ協定によってブロック経済化が進んだのは明らかであった。すなわち、イギリスの総貿易額に占める英連邦の割合は、輸入については1930年の29%から1935年の38%に増加したし、輸出についても1930年の43.5%から1935年の48%に増加した。アーベルによれば、「こうしてオタワ協定はその主目的を達成した。それは、貿易の水路を諸外国から英連邦に転換させた」⁶⁾。しかも1932年には、国内小麦生産者に対して補助金を与える「小麦法 (the Wheat Act)」も制定され、1846年の穀物法廃止以降長らく放棄されてきた農業保護政策も復活することになった⁷⁾。

こうして19世紀の中葉以降、諸外国の保護主義採用にもかかわらず、またイギリス国内での様々な保護主義復活をめざす運動にもかかわらず、イギリスが堅持してきた自由貿易政策は1932年をもって一旦終始符をうったのである。

さて、1842年のピールの関税改革から数えて90年間続いた自由貿易政策に対してなされた

2) M. E. Lowe, *The British Tariff Movement, 1910-1932*, Illinois, 1939, p. 8. また、内田勝敏『現代イギリス貿易論』(東洋経済新報社, 1966年) 24-6ページ。

3) Lowe, *ibid.*, pp. 9-13. 桑原莞爾「イギリス保護主義運動の系譜」(『イギリス史研究』第9号, 1971年)。

4) Deryck Abel, *A History of British Tariffs 1923-1942*, London, 1945, p. 103.

5) C. R. Fay, *Great Britain from Adam Smith to the Present Day*, New Impression, Longmans, 1948 (1st ed., 1928), p. 448.

6) D. Abel, *op. cit.*, p. 124.

7) C. S. Orwin, *A History of English Farming*, Edinburgh, 1949. (三澤嶺郎訳『イギリス農業発達史』御茶の水書房, 1978年, 106-7ページ。)

最大の反対が、1903年に、時の統一党バルフォア (A. J. Balfour) 内閣で植民相をつとめたジョセフ・チェムバレン (Joseph Chamberlain) がおこなった関税改革運動であったことはよく知られているところである。そうして、1932年に「輸入関税法」を制定させた蔵相ネヴィル・チェムバレンは、同年2月4日の法案提出にあたって父ジョセフの関税改革運動についてこう述べた。すなわち、「ジョセフ・チェムバレンが帝国特惠と関税改革とを支持する大キャンペーンを開始したのは、約29年前であった。目的成しはできなかったが、彼が、自分のヴィジョンが完璧とはいかないまでも何らかの修正された形で最終的には実現されることを確信して死を迎えてから、17年以上の時が過ぎた。彼の仕事は無駄ではなかった。時の経過とその間にイギリスが陥った逆境とのなかで、1903年には彼に同調できなかった多くの人々は説得された。ここに下院に対して提出される〔輸入関税法の〕諸提案は、ジョセフ自身の構想の直系・正統の子孫 (the direct and legitimate descendants) であるが、もし彼がこうした〔輸入関税法の提案という〕事態を予期していたならば、彼が〔関税改革運動の〕失敗のなかでなめた辛苦は癒されたことであろうと、私は信じていた⁸⁾。そして子ネヴィルが、父ジョセフの「構想の直系・正統の子孫」と呼んだ1932年の「輸入関税法」がめざしたところには、(1)農工業に対する「適度な保護 (moderate protection)」をつうじて失業を減らすこと、(2)帝国特惠を樹立することが含まれていたように、1903年の父ジョセフの関税改革提案のなかでも、帝国特惠と保護関税とは主要な政策課題をなしていた⁹⁾。

さて、ジョセフ・チェムバレンは1903年に関税改革運動を開始するが、そのなかで浮びあがってきた彼の現状認識と政策提案とは、およそ以下のようにまとめられる¹⁰⁾。すなわち、19世紀の前半から第3四半期にかけてイギリスが維持してきた世界における「工業支配権」は、19世紀第4四半期以降急速に失われつつある。アメリカ、ドイツをはじめ各国は保護政策によって工業力を強化しており、そうしたなかでイギリスの工業製品輸出は停滞し、逆にその輸入は急増している。1872年から1902年の間に、イギリスの工業製品輸入額は6300万ポンドから1億490万ポンドに増加したのに対し、保護主義諸外国へのイギリスからの輸出は600万ポンド減っている。そしてこういうなかで、イギリス経済の性格が変化し「熟練労働者の住む工業国」から金利生活者の住む金融国化する危険が強まっている。現在、イギリスの工業製品輸出が伸びているのは、対植民地・保護領向けである。「現時点において帝国貿易は、イギリスの繁栄にとって絶対不可欠である」。ここで、イギリス本国と植民地との間に特惠が結ばれ、植民地産食糧を自由にイギリスに輸入する一方、外国産食糧に対して関税を課すならば、また植民地が工業製品輸入に関してイギリスに対して外国に対するよりも低い関税を認めるならば、

8) D. Abel, *op. cit.*, pp. 97-8.

9) 関内隆「チェムバレン・キャンペーンにおける〈特惠〉と〈保護〉」(『岩手大学文化論叢』第1輯、1984年)。

10) 服部正治「穀物法廃止後の穀物法論争——チェムバレン・キャンペーンと19世紀イギリス像——」(『立教経済学研究』第43巻第3号、1990年)を参照。

植民地産食糧のイギリスへの輸入とイギリス産工業製品の植民地への輸出とはともに増大し、帝国貿易は拡大し「自給自足的 (self-sustaining and self-sufficient)」帝国の形成は夢ではなくなるであろう。しかも、イギリス工業製品に対して高率輸入関税を課している国に対抗して平均 10 %の報復関税を課せば、国内労働者への雇用の増加は確実である。この場合、イギリスがおこなうべき具体的関税政策は以下である。

- (i) 外国産穀物(とうもろこしは除く)に対し1クォーター当たり2シリング, 肉類(ベーコンは除く)・酪農品には従価5%の関税を課す。
- (ii) 植民地産ワインと果実類には特惠を与える。
- (iii) 茶・砂糖・コーヒー・ココアに対する関税の引き下げ。
- (iv) 外国産工業製品に対し平均10%の輸入関税を課す。ただし、製品の完成度に応じて関税率は上下する。原料には関税を課さない。

さて以上の関税改革案において、(i)でとうもろこしとベーコンが関税から除かれたのはそれらが貧民の必需品となっているからであり、(iii)で茶等への関税が引き下げられたのは、(i)によってたとえ穀物・肉類・酪農品の価格が上昇して生計費に負担をかけるようになったとしても、(iii)によってその負担が相殺されるようにするためであった¹¹⁾。

こうしたチェムバレンの関税改革提案は、1849年の穀物法の最終的廃止と航海条例の廃止、また1853年のグラッドストーンの予算以降一掃された植民地に対する特惠関税を復活するとともに、外国産食糧と工業製品とに対して保護関税を課そうとするものであったがゆえに、多くの批判を呼びおこすことになった。チェムバレンに対する批判のなかで、本稿が注目するのは、1903年8月15日に『タイムズ』に発表された14人の大学エコノミストの反チェムバレン宣言である。この宣言の主張するところはこうである。すなわち、チェムバレンの関税改革提案の実施がもたらす「保護主義の復活は、イギリスの経済的繁栄にとって有害であろう。それは、ひとつには、自由貿易の採用を正当化し、そして現在では一般的に承認されているのと同様の理由による——そしてこの理由は、現在では以前よりも強い力をもっている。というのは、諸外国から輸入される食糧・原材料が大きくなり、またイギリスの外国貿易がいつそう広範囲で複雑なものになっているからである。[保護主義の復活がもたらす]弊害はおそらく、永続的なものになるであろう。これは経験が示すように、保護はひとたび採用されれば、当初に認められた範囲を超えて広まりやすいし、またその廃止はきわめて困難だからである。さらに、保護の結果生じる経済的弊害の他にも憂慮すべき害がある。それは、政治の腐敗であり、利権やワイロを用いる人々に対して与えられる不正な利益であり、富の不公平な分配であり、『金権的利害(sinister interests)』の成長である。／ついで、[チェムバレンが]提案した政策は帝国の諸構成員の友好を進めるどころか、かえってそのなかでの論争を刺激する恐れがある。イギ

11) Joseph Chamberlain, *Imperial Union and Tariff Reform: Speeches delivered from May 15 to Nov. 4, 1903*, London, 1903, pp.19-44, 54, 73-4, 79, 83-4, 109-10.

リスで保護が存在した時に経験したような、またアメリカ合衆国をはじめ他の国々の歴史のなかで目につくような諸利害の対立によって、今成長しつつある統一の意識は損われるであろう。こうした諸利害の対立は……イギリス帝国の大義をかえってますます分裂させるであろう」¹²⁾。

この反チェムバレン宣言は——マーシャル (Alfred Marshall) の手紙によると¹³⁾——、エッジワース (F. Y. Edgeworth, オックスフォード大学) がバスタブル (C. F. Bastable, ダブリン大学) とニコルソン (Joseph Shield Nicholson, エジンバラ大学) と相談のうえ起草し、いくつかの訂正ののち、最終的にはキャナン (E. Cannan, L. S. E.) が文章上の訂正したもので、マーシャルをはじめ上記の経済学者の他に、ボウレイ (A. L. Bowley, L. S. E.), コートニー (L. Courtney, ロンドン大学), ゴンナー (E. C. K. Gonner, リヴァプール大学), フェルプス (L. R. Phelps, 『エコノミック・レビュー』の編集者), ピグウ (A. Pigou, ロンドン大学), サンガー (C. P. Sanger, ロンドン大学), スコット (W. R. Scott, セント・アンドリュース大学), スマート (W. Smart, グラスゴウ大学), アーミテッジ・スミス (Armitage Smith, ロンドン大学) が署名していた。

チェムバレン・キャンペーンに対する当時のイギリス経済学界の反響について貴重な論文を書いたコウツ (A. W. Coats) によると¹⁴⁾、反チェムバレン宣言の署名者は「概して、『正統派』の抽象的経済理論の提唱者・擁護者」とされ、他方、チェムバレンを支持した経済学者としてはアシュレイ (W. Ashley, バーミンガム大学), カニンガム (W. Cunningham, ケンブリッジ大学), フォックスウェル (H. S. Foxwell, ロンドン大学), ヒュインズ (W. A. S. Hewins, L. S. E.), プライス (L. L. Price, オックスフォード大学) といった「経済史家や〔経済学における〕歴史的方法の提唱者たち」があげられるが、もちろん、チェムバレン提案に反対したのがすべて「正統派」= 新古典派経済学者であったわけではないし、それを支持したのがすべて歴史派経済学者だったわけでもない。本稿がとりあげる J. S. ニコルソンは、上記のように、反チェムバレン宣言の署名者の 1 人であり、また『経済学原理』(*Principles of Political Economy*, 3 Vols, London, 1893-1910) の著者であるが、同時に彼は『イギリス穀物法の歴史』(*The History of the English Corn Laws*, London, 1904) の著者でもあったし、また『経済学原理』において、アダム・スミス (Adam Smith) の『国富論』がもっとも優れた歴史的叙述を多く含んでいるのに対比して J. S. ミル (J. S. Mill) の『経済学原理』の大きな欠陥として「歴史的知識の不足」をあげるとともに、自らが経済学の原理の説明において通

12) この反チェムバレン宣言は、Norman McCord, *Free Trade: Theory and Practice from Adam Smith to Keynes*, 1970, pp.144-7 にリプリントされている。

13) マーシャルからプレントナーノ (L. Brentano) 宛ての1903年8月18日付けの手紙。H. W. McCready, Alfred Marshall and Tariff Reform, 1903: Some Unpublished Letters, *Journal of Political Economy*, 1955, Vol. 63, pp.265-6.

14) A. W. Coats, Political Economy and the Tariff Reform Campaign of 1903, *Journal of Law and Economics*, Vol. XI, 1968, p.224.

常になされているよりも「はるかに多くの歴史」叙述を含ませたことを自負する人物でもあった。そしてニコルソンによると、「経済史にたいして近年はらわれている注意」を考慮すれば、自らのこうした手続は当然に望ましいものなのであった¹⁵⁾。

ジョセフ・シールド・ニコルソン(1850—1927)は、ケンブリッジのトリニティ・カレッジを卒業後、1880年から1925年までエジンバラ大学の経済学・商法の教授を勤めた。ニコルソンは一般に貨幣(複本位制)問題についての論作——*The Silver Question*, 1886; *Money and Monetary Problems*, 1888; *Bankers' Money*, 1902——でその名が知られているが、本稿では、チェムバレンの関税改革提案に対するニコルソンの対応を中心として彼の通商・関税問題に関する諸論述を検討する¹⁶⁾。本稿で関説する予定の彼の著作は以下である。

- ① *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations. By Adam Smith.* With an Introductory Essay and Notes by J. Shield Nicholson, London, 1884.
- ② *Principles of Political Economy*, 3 Vols., London, 1893, 1897, 1901.
- ③ *Elements of Political Economy*, London, 1903.
- ④ *The Tariff Question with special Reference to Wages and Employment*, London, 1903.
- ⑤ *The National System of Political Economy by Friedrich List.* Translated by Sampson S. Lloyd, new edition. With an Introduction by J. Shield Nicholson, London, 1904.
- ⑥ *The History of the English Corn Laws*, London, 1904.
- ⑦ *A Project of Empire, A critical Study of the Economics of Imperialism, with special Reference to the Ideas of Adam Smith*, London, 1909.
- ⑧ *The Economics of Imperialism, Economic Journal*, Vol. 20, 1910.
- ⑨ *War Finance*, London, 1917.

(引用のさいには、番号と略したタイトルを記す。)

ニコルソンは、④ *Tariff Question*, 1903 ではチェムバレンの関税改革案を批判し、自由貿易が全体として雇用増と賃金上昇とを生んだことを主張した。また⑥ *English Corn Laws*, 1904 でも、「穀物法の歴史は、自らの失敗を通じて自由貿易を擁護する議論を強力に支持している」(p. 185)と、チェムバレンの穀物関税提案に反対した。ところが⑦ *Project of Empire*, 1909

15) J. S. Nicholson, *Principles of Political Economy*, Vol. I, 2nd ed., pp. vii - viii. なお『イギリス歴史派経済学』という著作を書いたクート(G. M. Koot)は、「経済史と新重商主義」と題する第7章をカニングムとニコルソンの主張の分析に当てている。そしてクートによれば、「ニコルソンは自らを歴史派経済学者だと主張しなかったが、彼の経済論作は歴史派経済学の伝統のなかにあると見なしうる」。G. M. Koot, *English Historical Economics, 1870 - 1926*, Cambridge, 1987, p. 155.

16) ニコルソンの伝記については、*D. N. B.*での記述と、『エコノミック・ジャーナル』(1927年9月)での彼の死亡記事とがある。著者はともにW. R. スコットである。スコットによると、ニコルソンは「スコットランドにおける経済史のパイオニア」でもあったし、「歴史的方法と数学的方法という傾向をひとつの有機的全体に結合しよう」と試みた人物であった(*D. N. B.*)。

では、帝国内自由貿易と帝国外に対する輸入関税を容認することによって、帝国特惠と保護関税を事実上うけいれ、そして⑧Economics of Imperialism, 1910では、そうした自らの立場を「帝国主義の経済学」と呼んだ。さらに⑨*War Finance*, 1917に取められた第1次大戦中の一論説では、「自由貿易と保護の和解 (Free Trade and Protection: A Reconciliation)」を唱えることになった。

筆者は、こうしたニコルソンの政策的立場の変遷の背景にはいかなる事情があったのか、またこうした政策的立場の変遷を可能にしたものは何であったのかを明らかにすることを最終の課題としている。だが紙数の関係から、本稿では、チェムバレンの関税改革提案に対するニコルソンの批判の検討を通じて、ニコルソンの自由貿易論の特質を浮彫りにしたい。またそうした自由貿易論の特質が、別稿で詳説する予定のニコルソンの「帝国主義の経済学」、つまり帝国内自由貿易と帝国外保護関税による帝国連合案をいかに準備しえたのかという課題のための手がかりをつかみたい。

⑦*Project of Empire* の出版後ただちにそれを読んだ関一は、「自由貿易主義と保護政策との相違は A Hair's Breadth なるを感ぜずんばあらず」と書いたが¹⁷⁾、「髪の毛1本の差」と表現されるに至った自由貿易と保護主義のあり様の一端を本稿では示したいと思う¹⁸⁾。

2. 『関税問題』

チェムバレンの関税改革提案に対して直ちに反論を加えたのが、エジンバラ大学での公開講義を基にした④『関税問題』(1903年)である。ニコルソンは賃金と雇用とへの関連を中心としたこの著作で、チェムバレンの提案が単に貿易という狭い分野ではなくてイギリス経済全般にかかわる問題であることを確認し、その上で、チェムバレン(ならびに彼の提案を支持する人々)が輸出貿易を一国全体の繁栄を測る最良の尺度のように議論をしていることを批判する。すなわち彼らによると、輸出額の増減が労働雇用量・賃金率を左右するかのように論じられている。しかしながら、輸出貿易は「結局はその国のトレードの一部分にすぎない」のであり、イギリスについていえば、輸出に向けられる財の生産に雇用される労働者は全体の1/6-1/5にすぎない(④*Tariff Question*, pp.8, 18)。さらに②『経済学原理』第3巻初版(1901年)の指摘によると、イギリスの帝国内貿易は総外国貿易中の約1/4を占めるにすぎないのであり、

17) 関一「ニコルソン教授ノ帝国論ヲ読ム」(『国民経済学雑誌』第8巻第6号, 1910年) 103ページ。

18) 本稿とほぼ同様の視角からニコルソンの政策的立場の変化自体を論じたものに、R. H. and J. S. Deans, J. Shield Nicholson's *Project of Empire: The Edinburgh Economist evolved from a Free Trader into a Premier Apologist for Imperialism*, *American Journal of Economics and Sociology*, Vol. 46, No. 3, 1987がある。「基本的にはニコルソンは、国益と国力という観点から自由貿易について論じた」(p.326)という彼らの指摘は正しいが、ニコルソンの立場の変化の原因についての彼らの分析には不満が残る。

「ある程度までは貿易は国旗に従う (trade follows the flag) にしても、それよりはるかに大きな範囲においては貿易は国旗に敬意を払っていない」のである (②Principles, Vol. III, 1st ed., p. 421)。このような、外国貿易中に占める帝国内貿易の比率が大きくない点を強調し、チェムバレンの帝国特惠関税案は1/4の植民地のために3/4を犠牲にするものだという批判は、当時きわめて一般的になされたものである。その典型としては、以下のような図を表紙に掲げた G. H. Perris, *The Protectionist Peril*, London, 1903 をあげられる¹⁹⁾。



このようにニコルソンが、国民経済全体に占める輸出貿易の割合が大きくないことを強調しえた根底の理由は、19世紀中葉以降の——とりわけ、「1860年の自由貿易の最終的採用」以降の——イギリス経済全体についての基本的には楽観的な見方であったように思われる²⁰⁾。すなわちニコルソンによると、1860年以降の輸入額の大きな増加は国内での雇用の喪失を伴っていない。工業製品の輸入はこの年以降は事実上無関税となり輸入は大きく増大し、ある産業は衰退しまた別の産業は停滞している。だが他方では他の産業が拡大しているのであって、「こうした産業の浮沈のなかで全体として、雇用の喪失は生じなかったばかりか賃金〔率〕の上昇が

[19] François Crouzet, *Trade and Empire: the British Experience from the Establishment of Free Trade until the First World War*, in B.M. Ratcliffe ed., *Great Britain and her World 1750-1914: Essays in Honour of W.O. Henderson*, Manchester U.P., 1975; Peter Cain, *Political Economy in Edwardian England: The Tariff-Reform Controversy*, in Alan O'Day ed., *The Edwardian Age: Conflict and Stability 1900-1914*, Macmillan, 1979 もみよ。

20) ただし、1870年代後半以降の農業不況については、ニコルソンは決して楽観視してはいない。この点については、服部正治『穀物法論争』(昭和堂、1991年)第7章第6節をみよ。

生じさせたのである。しかもこの賃金上昇は関税を引き上げ〔て保護政策を強化し〕た国々よりも大きいのである」(④*Tariff Question*, pp. 58-9)。チェムバレンのいうように工業品輸入の増加が生じたにもかかわらず、雇用も減らず賃金率の上昇さえ生じた理由は、輸入は結局は輸出によって支払われることになるから、ある分野で職を失った労働者は他の分野で再雇用されるし (pp. 48-9)、また工業品輸入が増えたといっても、その中身をみれば多くがイギリス製造業の材料なのであるし (p. 65)、安価な財の輸入は他の国産財への支出の増加・そこでの雇用増を生む (p. 50) といった点に求められる。

また農業についても、イングランドとウェールズでの農業労働数は今なお、四大繊維産業——綿・羊毛・絹・麻——での総労働者よりも大きいのである。「イギリスは工業国であり農業はわが国の支柱ではありえない、またイギリス農業は没落した、と言われている。だが、こうした類の議論はどちらかといえば、はるかに真理から遠く誤りに近い」(p. 21) と言わねばならない。こうしてニコルソンは、イギリス経済全体の現状について——注20) でふれたように、農業不況の厳しさは認識されまたそれへの有効な対策は提示されえなかったが——、チェムバレンのような悲観的な見方をしていなかったのである。1904年に『エコノミック・ジャーナル』にのせた書評のなかで、ニコルソンは、名目・実質賃金、所得税収、鉄道運賃収入、貧民数、移民、失業といったどの項目をとってみてもイギリスは、以前と比べてもまた他の国と比べても、「注目すべき繁栄の記録」を示していると述べている²¹⁾。

さらにニコルソンは、チェムバレンの関税改革提案のなかでとりわけ世論の注目をあびた穀物関税提案について、とくに輸入関税を誰が負担するのかという視角から批判をおこなう。さてチェムバレンは、外国産小麦に1クォーター当たり2シリングの輸入関税を課しても、その関税分だけ小麦価格が上昇しイギリスの消費者がそれを負担するということにはならないと主張した²²⁾。チェムバレンがこうした議論を——エッジワース、アッシュレイ、J. S. ミル、シジウィック (Henry Sidgwick) 等の名をあげながら——おこなった理由は、19世紀前半の反穀物法同盟の運動のなかで穀物関税→穀物価格上昇→「小さいパン」という宣伝が広くおこなわれ、しかも、チェムバレン提案に反対する人々によってこうした宣伝に「飢餓の40年代」というフレーズも付け加えられて、当時なお労働者を中心に穀物関税に対する根強い嫌悪の感情が生まれていたからであった。だがニコルソンによれば、こうした関税の負担転嫁は理論上は可能であっても実際には不可能と言うべきであった。

すなわち、「特定の諸条件の下においては、輸入関税の一部が外国の生産者によって一時的には、またおそらく長期間にわたっても負担されうることは、経済学者たちによって一般に認められている。しかしながら、そうした条件はほとんどおこりそうもなく、したがってもしわれわれがひとつの簡明な原則を選ばねばならぬとすれば、消費財への税は必ず消費者の負担になる

21) Nicholson's Review on Vincent H. P. Caillard, *Economic Journal*, Mar. 1904, p. 58.

22) たとえば1903年10月28日のリヴァプールでの演説をみよ。J. Chamberlain, *op. cit.*, pp. 163ff.

と想定したほうが安全であることも、また同様に認められているのである」(pp.23-4)。穀物への輸入関税を課しているフランスやドイツでの例からもわかるように、穀物輸入量が大きくなれば価格上昇も大きいのであって、イギリスのように大量の穀物輸入をしている場合には、輸入関税はその関税分全体の、またそれ以上もの価格上昇を結果すると想定すべきである(pp.25-6)。

3. 自由貿易への理論的例外

さて、上でみた租税負担に関するニコルソンの議論は、結局、輸入関税を外国生産者に負担させる理論的可能と実際の不能とを主張しているわけであるが、この場合、輸入関税がそれを賦課する国にとって一時的にせよ利益になることが、少なくともある条件の下では理論上は可能であると認められている点に留意する必要がある。そして実は、この点の認識はJ. S. ミルにみることができる。ミルは『経済学試論集』(1844年。執筆は1829, 30年)のなかの「諸国民間の交易の法則、および商業世界の諸国民間の通商の利得の分配について」という論説において、「ある国はその立法上の政策によって、外国商業の利益のうち貿易の自然的また自生的な経路において自国に帰するよりも大きな分前を我物とすることができるかどうか」という問をたて、それに対して「できる」と答えている²³⁾。

すなわちミルは、2国2財モデルにおける比較優位財の交易条件を決定するものが——同一国内もしくは近接地の場合のように「生産費の原理」ではなくて——「需要供給の原理」であることを前提にしたうえで、交易条件の変化が「交易から生じる利益の総額」の配分を変化させる点を指摘する。たとえば、貿易から生ずる利益のすべてが一方の国に帰し、他方の国は何の利益も得ないという極端なケースでさえ想定可能である。そしてミルの説明によれば、交易条件の変化をもたらすものとして、各国の比較優位財に対する他国の需要の弾力性が強調されることになる。A B両国がそれぞれ比較優位財 a b を交換するとして、いまA国がa財の輸出に対して税を課したとする。そしてB国でのa財に対する需要の価格弾力性が小さく、輸出税によるa財の価格上昇にもかかわらずB国での需要量の減少がきわめて小さいかもしくは需要量がまったく減少しないならば、輸出税による「高い価格の結果、以前よりも大きい貨幣価値が購買される」ことになり、A国はB国に輸出関税の総額を負担させることも可能である。しかもミルによれば、輸出税による利益は以上にとどまらない。A国からB国への輸出価額の増大はB国からA国への貨幣の流入をもたらすから、物価水準の変更を通じて収支が逆転し「均衡が回復されるに至るまでは」、A国はb財をより安く手に入れ、しかもそれを購入するための貨幣をより多くもつのである²⁴⁾。

23) J. S. Mill, *Essays on Some Unsettled Questions of Political Economy*, 1844, in *Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. IV, University of Toronto Press, 1967, p. 245. 末永茂喜訳『経済学試論集』(岩波文庫, 1936年) 32-3ページ。

24) *Ibid.*, pp. 237, 240, 245-6. 同上訳, 17, 22, 33-4ページ。

同様の議論は、A国がb財の輸入に対して関税を課す場合にも妥当する。もしb財に対するA国での需要の価格弾力性が大きいと仮定すれば、輸入関税によるb財の価格上昇はA国での輸入価額を減少させる。他方B国のa財の輸入には変化がないから、B国からA国への貨幣の流入が生じ物価水準が変化し、A国はb財を輸入関税が課される「以前の水準よりも高くなるであろうが、輸入関税の額以下しか高くない価格」で手に入れるとともに、A国はb財を購入するための貨幣をより多くもつわけである。逆にB国は、a財をより高い価格で購入せざるをえないうえに、それを購入するための貨幣は少くなる。ミルの言葉を引用しよう。「ある商品に対する租税の賦課はほとんどつねに多かれ少かれ需要を減退させるものであって、需要を増加させることは決してまたはほとんどない。したがって以下のことはひとつの原理として定置してよいであろう。すなわち、輸入商品に対する税が、現実に税として作用して・全面的にせよ部分的にせよ禁止として作用することがない場合には、その税はほとんどつねにわが国の財を消費する外国人が部分的に負担するということ、そしてこれが一国民が外国人を犠牲にして、諸国民間の商品の交易から生ずる世界の労働と資本の全般的生産性の増進のうち、本来自国に帰するところよりも大きな分前をほとんど確実に取得する方法であるということ、以上である」²⁵⁾。

こうしてミルは、輸入関税によって一国が利益を得る理論上の可能性を承認したわけである。もちろんミルは上の議論に続けて、この輸入関税が保護関税として作用する場合——すなわち、「それを賦課する国に、それがなければ輸入したであろうものを自国で生産するようにさせる」——場合には、利益は生じないことを指摘する。さらにミルは実際上の問題として、保護関税として作用しない輸入関税（つまり歳入関税）による利益は他国の同様の関税によって容易に相殺されるから、こうした輸入関税は「その採用が得策であることはめったにない」と結論づけている²⁶⁾。しかしながら、輸入関税による利益の理論的可能性という論点は、明らかにとりわけリカードの理論においては表面に出てこなかったものである。そしてすでに引用した文章でニコルソンが書いていたように、この論点は19世紀後半以降は「経済学者によって一般的に認められ」ていくことになる。しかもロバート・トレنز(Robert Torrens)の『予算』(*The Budget. On Commercial and Colonial Policy*, London, 1844)が一方的自由貿易を批判して互惠原則(principle of reciprocity)を主張し——すなわち、A国がb財に輸入関税を課し、他方B国がa財を無関税輸入する場合には、B国はA国の関税によって「金に対する支配の一部」を奪われるから、その支配力を回復するためにはB国はa財に対して「報復的

25) *Ibid.*, pp. 248 - 9. 同上訳, 38 - 41ページ。

26) *Ibid.*, pp. 249 - 50. 同上訳, 41 - 2ページ。

27) Torrens, *The Budget*, 1844 (repr. 1970), e.g. pp. 28 - 9. また河合康夫「R・トレنزの〈施回〉とその共鳴盤——19世紀中葉イギリスの穀物法論争の一側面——」(東京大学大学院『経済学研究』第29号, 1986年)はトレنزの提起した問題への反響を知るうえできわめて有益である。

で同等の関税 (retaliatory and equivalent duties)』を課す必要がある²⁷⁾——, その主張がかなりの社会的反響を生んだことを考えれば, また1880年代に力を増した「公正貿易 (Fair Trade)」運動が外国の保護関税の効果を相殺して公正な競争条件の創出を訴えたことを考えれば²⁸⁾, ミルの提起した問題の重要性は理解されるであろう。そしてミル自身も『試論集』において, 輸入関税による利益は実際にはほとんどないことを指摘したすぐ後で, 外国の輸入関税の廃止が問題となる場合には「互恵という問題」がきわめて重要となることを認めている。すなわち, 「一国は, 外国人がその代りに同一の譲歩を行はないかぎり, 外国人に課税する権限を放棄するとは期待できない。一国が自国商品に対する他の国々の関税によって損失をこうむるのを免れうる唯一の方法は, 外国商品に対してもそれに相応する〔歳入〕関税を課すことである」²⁹⁾。そしてミルは, 『経済学原理』(Principles of Political Economy, 1848)の第5編第4章第6節「輸出関税および輸入関税が国際的交換に及ぼす作用」のなかで, 『試論集』での文章を多く引用してこれまで紹介してきた議論を示したうえで, 互恵問題についての上の文章をこの節の最後に置いているのである³⁰⁾。

さらに, ミルには保護関税を弁護する議論さえ存在する。『経済学原理』第5編第10章第1節においてミルは——フリードリッヒ・リスト(Friedrich List)の名をあげることはなかったが——, 以下のようにいわゆる幼稚産業保護論を容認している³¹⁾。すなわち, 保護主義の学説は一般的理論としては撃破されてしまったが, 「単なる経済学の原理からいって, 保護関税が弁護されうる場合がただひとつある」。それは, ある新興国の要素賦存の状態からいってある産業の成長がその国に完全に適しており, しかもその産業の育成のために「保護関税が一時的に課せられる場合」である。ある産業である国が優位に立つといっても, その優位がただより早くその産業を開始したという事情のみに依存して, かえって他の国の方がその産業において優位を占めうる条件を備えていることがある。こうした場合には, 「保護によって育成され

28) 吉岡昭彦「〈商工業不況調査委員会報告書〉分析」(川島武宜・松田智雄編『国民経済の諸類型』岩波書店, 1968年, 所収); 高橋哲雄「〈大不況〉下のイギリス関税改革運動」(関西学院大学『商学論究』第22号, 1958年)等を参照。

29) Mill, *op. cit.*, p. 251. 前掲訳, 43ページ。なお「歳入」という言葉は, 『経済学原理』(1848年)で引用された際追加された。

30) J. S. Mill, *Principles of Political Economy*, 1848, in *Collected Works of J. S. Mill*, Vol. III, 1965, p. 856. 末永茂喜訳『経済学原理』(5) (岩波文庫, 1961年) 129ページ。

31) ミルの保護関税弁護論については, それをウェイクフィールドの組織的植民論へのミルの支持との関連で論じた, 杉原四郎「自由貿易・保護主義・植民——自由貿易帝国主義の胚胎——」(杉山忠平編『自由貿易と保護主義』法政大学出版局, 1985年所収。後に杉原四郎『西政経済思想史研究』同文館, 1990年に収録)を是非参照。杉原氏によると, ミルは『原理』を含めて著作の中でリストに関説したことはないが, もちろんリストの『経済学の国民的体系』(1841年)は知っており, 「リストの問題意識を受け入れる用意」はあったと判断される(『西政経済思想史研究』227-8ページ)。なお, 『原理』のなかで保護関税を擁護した際, ミルが名をあげたのはケアリー (H. C. Carey) であるが, それは『原理』第6版(1865年)以降である。

る産業がやがてその保護がなくともやっていけるであろうことを保証する十分な根拠」があれば、「合理的な期間」保護関税を課すのは正当である³²⁾。

こうして、輸入関税がさらには保護関税が特定の条件の下で利益をもたらすことは理論的に可能であるという論点は、ミルにおいて承認されていたのである。これは、19世紀後半のイギリスの自由貿易政策が実際に対処しなければならない様々な問題——互惠原則、最恵国条項、「公正貿易」、帝国貿易等々——の複雑さを理論的に予示するものであった³³⁾。そして輸入関税・保護関税の利益の理論的可能という論点は、反チェムバレン宣言の署名者のなかでもマーシャル、エッジワース、ピグウ、バスタブル——そして、ニコルソン——によって、はっきりと承認されている。この点を詳しく論ずるのは別稿に委ねたいが、ここではN. ヤーの研究から「概して、J. S. ミル以降のすべてのイギリスの経済学者は、いわゆる関税の利益の相対性に関するリストの原則に同意した³⁴⁾」という文章を引用したい。1906年にピグウも書いたように、「リストの議論の形式的妥当性 (the formal validity) については、経済学者の間でもはや論議はない³⁵⁾。だがヤーが結論したように、輸入関税・保護関税の利益についての理論の発展は、「イギリスならびに他の工業先進国にとっては、自由貿易が最良の政策であるという大多数のイギリスの経済学者の信念を少しも弱めなかった。彼らはもちろん自発的に〈幼稚産業〉保護論を支持したが、政治的・道徳的論点に関する場合には、彼らのこうした支持はためらいがちで用心深かった。大部分のイギリスの経済学者は、関税改革と帝国特惠という大論争のなかでリベラルな伝統を守ったのである³⁶⁾。ヤーのこの結論は、1909年の⑦『帝国の計画』以前にはニコルソンにもあてはまる。

ニコルソンに話しを戻そう。ニコルソンは④『関税問題』のなかで、シジウィックの『経済学原理』（1883年）第3編第5章「自由貿易と保護」のなかの次の文章を引用して自らの立場をはっきりと表明している。長文であるが、ニコルソンのチェムバレン批判の立場を——また後に、ニコルソンが自らの立場を変化させる背景を——理解するうえで決定的に重要な文章であるので全文引用したい。

「両極端を避けて実際の立場をとろうとする人々が、この〔自由貿易と保護〕問題について——少くとももっとも一般的にもちあがる実際上の争点について——抱く通常の中道的な見解

32) Mill, *op. cit.*, pp. 918-9. 前掲訳, 249-50ページ。

33) たとえば1860年の英仏通商条約締結をめぐる論争については、D. P. O'Brien, *Customs Unions: Trade Creation and Trade Diversion on Historical Perspective, History of Political Economy*, Vol. 8, No. 4, 1976 をみよ。また C. J. Fuchs, *The Trade Policy of Great Britain and her Colonies since 1860*, translated by C. H. M. Archibald, London, 1905 もなお有益である。

34) Narmadeshwar Jha, *The Age of Marshall: Aspects of British Economic Thought 1890-1915*, 2nd ed., Frank Cass, 1973, p. 31.

35) A. C. Pigou, *Protective and Preferential Import Duties*, London, 1906 (reprinted by L. S. E., 1935), p. 13.

36) Jha, *op. cit.*, pp. 200-1.

というものは、私の思うには、不思議にも真理とは正反対のものである。中道的な見解によると、保護はすべて理論的には——純粹経済的に考察するかぎりでは——誤りである、しかし実際上は、抽象理論が見落した影響力のゆえに、小規模な保護は産業に対して害よりもいっそう多くの益を時にはもたらす、とされている。これと反対に私はこう主張する。すなわち、抽象理論の観点から考察する場合には、特定のそしてありえないわけではない事情のもとでは、保護はそれをおこなう国に対して直接の経済的利益を生むであろう。しかしながら、保護が社会にとって有益である範囲においてだけそれを導入し、そして公共の利益がその放棄を必要とするやいなや容赦なくそれを放棄することを可能にするだけの英知と力と目的の純粹さを現実の政府に対して保証することは困難であるから、政治家にとって実際に最良の途は、ともかく商業的企業の習慣が十分に発達した自由社会においては、『歳入のためだけの税』という明白簡明な原則をあくまでも実行することである、と」(cited in ④ *Tariff Question*, p.63)。

シジウィックの文章を通してきわめて印象的に示された④『関税問題』でのニコルソンの立場——すなわち、理論的には保護が利益となることも可能だが、実際上はイギリスにとっては自由貿易が最良の政策である——は、②『経済学原理』第2巻(初版1897年、2版1903年)、第3巻(初版1901年、2版1908年)ではいっそう詳しく論じられている。ニコルソンの『経済学原理』の構成はJ. S. ミルのそれと同様で、第1編「生産」、第2編「分配」、第3編「交換」、第4編「経済進歩」、第5編「政府の経済的機能」となっており、1・2編が第1巻、3編が第2巻、4・5編が第3巻をなしている。全巻で1200ページ以上のこの大冊全体を扱うことは無理である³⁷⁾。自由貿易・保護問題についてのニコルソンの議論をみるうえで、第3編第27章「国際貿易ならびに国際価値の純粹理論」、同第28章「国際貿易理論(続き)」、第5編第14章「自由貿易と保護」、同第19章「植民地と従属領」が重要である。

第3編第27章では、比較生産費説の枠組みのなかで、需要・供給のそれぞれの変化が交易条件の決定に関してもたらす影響について詳しく議論されているが、「輸出もしくは輸入への税が現実にとどどのように負担されるかは、需要と生産とに影響する諸条件が知られなければ決定できない」(② *Principles*, Vol. II, 2nd ed., p.312) といういわば当然の結論が引きだされるにとどまっている。だがつづく第28章では外国貿易による不利益が、以下のように検討される。貿易の利益について一般に抱かれている見解(the popular view)によると、貿易によってある産業が衰退しそこでの雇用が減少しても、その失業者は他の産業で吸収されるし、全体としての一国の生産力が貿易以前と同一であるとしても、一定量の輸出財で以前よりもより多くの財を輸入の形で入手できるから、結局労働者の実質賃金は上昇する、と考えられる——ここでいわれている一般の見解が、④『関税問題』でのニコルソン自身の主張であることは明らかであ

37) ②『経済学原理』を約1/3に約説したものが③『経済学要綱』(1903年)である。ニコルソンによると、『要綱』は『原理』の特質をなす「歴史的事象」についての叙述の大部分を省いたもので、『原理』の単なる摘要ではない(③ *Element*, p. v)。

ろう——。しかしこれは、特定の諸事情の下での一般的な結果なのであって、「理論的例外は可能である」(p.317)。

そしてニコルソンは貿易の利益に対する「理論的例外」として様々な例示をおこなう。この例示は理論的に十分に整理された視角からおこなわれているとは言い難いが、結局ニコルソンが強調したいのは、ある時点で比較優位となった産業の・また比較劣位として放棄された産業の（もしそれがおこなわれた場合の）将来的な生産性の如何という問題と、また産業特化による諸要素の移動に伴う摩擦の問題であったと整理してよいと思われる。前者については、「将来の大きな利益は現在の小さな利益のために犠牲にされうる」(p.324) という言葉が問題の本質を表わしているし、後者については、「もし 100 万人がその定職を失うか、熟練労働者から不熟練労働者に転落する……ならば、3000 万人がある財をほんの少しだけ安く手に入れるという事実は相対的にたいして重要ではないであろう」(p.326) という言葉が問題を象徴的に表している。結局、貿易によって排除された産業の資本と労働は「《他の物》[の生産]において同等に有利な用途をつねにみいだしうる」という仮定は、「経済理論における第 1 次接近としては有用であるが、特定の実際のケースに適用するためにはかなりの修正を要する」(p.327) というのが、第 3 編でのニコルソンの結論である。そして実際上のケースへの適用については第 5 編「政府の経済的機能」に委ねられる。

第 5 編第 14 章「自由貿易と保護」では、第 3 編第 28 章で貿易の利益に対する理論的例外が強調されたのとは反対に、自由貿易に対する理論的例外は、少くともイギリスをはじめとする先進国の場合には、ほとんど実際に採用するには値いしないことが強調される。ニコルソンはまず、自由貿易(*free trade*)という言葉がしばしばレッセ・フェール (*laissez-faire*) や不干渉 (*non-interference*) と同義に理解されているが、歴史的には自由貿易は差別関税や人為的奨励がないことをその主要な特質としていると主張する。つまり「自由貿易の本質は、国内産であれ植民地産であれ外国産であれ、同一の種類の生産物であれば、それらの財政上の取りあつかいが均等・同一 (*equality and uniformity*) であることにある」。だから、国内で生産されない財に対する歳入関税や、国内で生産される財に対する輸入関税でもそれと同等の内国消費税が課せられている場合には、またわいせつ出版物のようにその輸入が禁止されていてもその国内での出版自体が禁止される場合には、それらは「自由貿易の原則に反しない」(②*Principles*, Vol. III, 1st ed., p.356)。

そのうえでニコルソンは自由貿易を支持する議論が——第 3 編第 28 章で示したように——、ひとつの前提を置いていることを指摘する。すなわちそれは、自由貿易によって衰退する産業での資本と労働が他の繁栄している産業に「損失もしくは困難なく」「直ちに」移動できる、という前提である (p.359)。しかしながらこうした前提に対しては、以下の問題点を指摘できる。(1) すべての産業は各々一定量の、専門的用途の資本と特定の熟練労働とを備えているのであって、移動に伴う困難が存在する。(2) 資本と労働は国境を越えて移動しうる。(3) すべ

ての貿易は相互的であるにしても、輸出貿易が能動的 (active) で輸入貿易は受身的 (passive) である。これは、諸外国の輸入制限によってその国の輸出が衰退すれば、その国の輸入も止まざるをえないことから明らかである。(4) 資本の利潤が等しい場合には、資本の用途は問題ではないとされるが、これこそスミスが『国富論』第2編第5章で批判した見解である。スミスは資本使用の利益 (advantages) を測る基準としては、国内で雇用される労働量と資本が回収する国内資本量とを重視したのであって、「利潤 (profit) は利益のひとつの要素にすぎない」——なお、『国富論』第2編第5章のいわゆる資本投下の自然的順序論は、ニコルソンが⑦『帝国の計画』(1909年)で帝国内自由貿易と帝国外に対する輸入関税を容認した際に、重要な理論的根拠を提供することになる。ニコルソンによれば、『国富論』第2編第5章は「忘れられた章 (forgotten chapter)」(⑦*Project of Empire*, p.44) と言うべきものであった——。(5) (2)とも関連するが、資本と労働の国外移動は「何か他の (something else)」移動先産業という問題を「どこか他の (somewhere else)」国の産業という問題にも発展させる (pp.359-62)。

自由貿易の利益の前提に対する、以上の問題点の指摘につづいて、ニコルソンは「自由貿易に対する主要な理論的例外」をとりあげる。しかしこの場合、すでに述べたように、各々の理論的例外の指摘の後でその実際上の採用の不能が強調されて、結局は、イギリスにとっての自由貿易の利益が結論されることになる。

第1に、すべての国は自国民の利益のために、特定の自然資源や発明等を自国内に保持しようとして貿易に制限を加えうる。——だが、特定の自然資源の将来的な価値は不確定なのに対し、制限による「直接の害」は明白である。また、機械輸出を禁止しても模倣がそれを無力にするし、輸出の制限は発展を阻止する (pp.362-3)。

第2に、自由貿易への例外は国の独立という根拠でも主張される。航海条例や穀物法がそうであった。——しかしながら穀物法についてみても、その廃止による穀物生産の縮小を通じて失ったよりもはるかに大きな軍事力を、富と人口の増大によって獲得したことは明白である。また、国の独立といってもそれは相互的なものであり、「もっともよく平和を保証するものは商業の拡張である」(p.363)。

第3に、新興国にとっては、保護は工業を育成し都市の成長をもたらすために必要であるばかりではない。工業の発達は農業の奨励のためにも必要である。——これに対しては、既得権益が生まれるために保護が一定期間に限られることは不可能だと反論しうる。また、新興国がとくに必要とする生産要素は資本であるが、それは保護によって減少するし、新しい産業の強制的育成は長期的には利益をもたらさない (pp.363-4)。

第4に、報復 (retaliation) も相手国の敵対的関税を除去させる目的の場合には、自由貿易に対する例外と認められる。——しかしながら、「報復は互恵よりもさらなる報復を生みやすい」。これが実際の反論である (p.364)。

第5に、諸外国の低賃金労働 (pauper labour) に対抗して高賃金労働を保護する必要も、自由貿易に対する例外をなす。——しかし、高賃金は高能率を促すから、労働を高くつくものにはしない。また高賃金の維持のためにある財に関税が課されると、国産のその財の価格も上昇し実質賃金は低下する (p. 364)。

以上の5点にわたる自由貿易への理論的例外は、ニコルソンによれば、「その大部分が政治的社会的なものであって、狭い意味で経済的なものはほんの一部にすぎない」。そしてリストの議論の本質も「保護は社会発展 (social development) のために必要である」という点にあった。しかしながら、保護は外国との競争を奪うことによって型にはまった仕事しかもたらさないのに対して、「自由貿易の自然的結果は、競争・発明・様々な企業を刺激することにある」(pp. 364-5) 点が社会発展との関連では忘れられるべきではない。

さらに、自由貿易に対する最後の理論的例外として、関税を賢明に操作することによって外国人から一定額の歳入を引きだしようという主張がなされていることに対しても、ニコルソンはこう反論する。すなわち、その国が買い手独占の場合には輸入関税によって、売り手独占の場合には輸出関税によって利益を得ることは理論上は可能だが、「実際におこなわれる場合には、報復を導きやすくまた国家的憎みを増しやすいため、実際上はそれらはほとんど重要ではない」(pp. 365-6)。

こうして、自由貿易に対する理論的例外の承認とその実際の採用の拒否という、④『関税問題』でのチェムバレン提案への批判のなかで示されたニコルソンの立場は、②『経済学原理』のなかですでに十分に準備されていたのであった。そして次の『原理』の文章は、ニコルソンがこうした立場をとった根底に政府の能力への不信があったことを示唆している。すなわち、「もし政府が完全に賢明で完全に十分な権威を有すると——つまり、永遠の動機によって働く超自然的な神だと——すれば、ある場合には一定の歳入を生むばかりでなく、他の場合には国の労働と資本をもっとも有利な水路に向けるのを助けもするような税をその国境において課しようと認めることは可能である。しかしながらそれは、どんな政府も大国の国事をこのように処理しようと認めることはまったく別の事柄である。[自由貿易に対する]理論的例外のためにアダム・スミスを引用する人は、スミスがつねにこの例外の否定的側面を、つまり政府の弱さと無能とをもっとも強調したことを忘れていて、スミスの最終的な見解は、私人が彼らの資本をどのように使用すべきかを指示しようと試みる政治家は恐るべき愚行と僭越の罪を犯すものである、ということである」(p. 366)。

結局、自由貿易に対する理論的例外にもかかわらず、実際の政策においてその理論的例外が認められる条件は限られており、またもしその条件が充される場合でも政策主体 = 政府がその条件の許す範囲内に例外的政策を限定することはその能力からいって不可能である、とニコルソンは考えたわけである。そしてこうしたニコルソンの立場は、1880年代の公正貿易運動への対抗のなかで、彼が編集した①『国富論』への序文(1884年)のなかにはっきりと示さ

れており、そこではとくに自由貿易政策の「簡明さ (simplicity)」（= 恣意を生む余地がないこと）が強調されている。ニコルソンはこの序文のなかで、イギリスの政治システムにふれてこう述べている。「イギリスの全統治制度には例外や理論的不完全さがいっぱいある。だがその制度の強力さは、どんなにすばらしい理論であっても、それが現存の状況において実行不能である場合には、無視されるという事実にある。……/[すばらしい理論を実施するという] 目的を達成するためには政府の歯車が『周転円の円』のように〔精密に〕整えられなければならないとすれば、国民の実践的本能はもっと不完全だがいっそう簡明な機構に同意する方を選ぶ。〔公正貿易論者によって〕最近主張されている修正がその目的達成のためにはまったく不適切で実行不能であるのに対して、自由貿易は完璧なまでの簡明さという圧倒的利点を有する点で優っている」(①Introductory Essay, pp.18-9) と。

そしてこうしたニコルソンの立場は、マーシャルが『国際貿易の財政政策に関する覚え書 (1903年)』(*Memorandum on Fiscal Policy of International Trade*, 1903) で示した認識と同一である。マーシャルは自らのアメリカ訪問の経験にもとづいて、保護主義を主張する人々は政府や利害関係者をあまりに高潔に考えているが、実際には保護を要求する産業が広まり保護が多様化・複雑化するなかで政府の腐敗が生まれたことを指摘する。マーシャルによると、「こうした道徳的弊害 (moral harm) は保護が与えうるかもしれぬ小さな純利益よりはるかに重大」である。こうした点からみれば、自由貿易の本質は「策 (device) にではなくて、策を労さないこと (the absence of any device)」にある。「自由貿易の簡明さ・自然さ——つまり、策を労さないこと——は、関税の操作がいかに科学的で機敏でありそれによって利益が得られたとしても、それらの諸々の小さな利益をあわせたものを上回りつづけうる」というのがマーシャルの立場であった³⁸⁾。

4. 帝国内自由貿易構想批判

さらに②『経済学原理』のなかで注目すべきは、ニコルソンが、「諸外国に対する差別関税を伴う帝国内自由貿易 (free trade within the empire with discriminating duties against foreigners)」(②*Principles*, Vol. III, 1st ed., p.422) によって帝国の結合を強化しようという構想を否定している点である。これは『原理』第5編第19章で述べられているが、この場合ニコルソンが問題としている構想が1890年代における「通商 (= 関税) 同盟」構想のなかのどれ

38) A. Marshall, *Memorandum on Fiscal Policy of International Trade* (1903), in *Official Papers by Alfred Marshall*, London, 1926, pp.393-4. また早坂忠「マーシャル経済学の政策的側面」(杉原四郎・菱山泉編著『セミナー経済学教室2 経済学史』日本評論社, 1974年, 所収); John Cunningham Wood, *British Economists and the Empire*, Croom Helm, 1983, chap.6; 斧田好雄「1903年の関税改革運動の背景とマーシャルの基本的立場」(関西学院大学『経済学論究』第42巻第2号, 1988年) もみよ。

にあたるのかは³⁹⁾、「諸外国に対する差別関税」= 帝国内特惠関税の中身が具体的でないために特定できないが、1896年帝国商業会議所会議（Congress of Chambers of Commerce of the Empire）での植民相チェムバレンの「イギリス帝国関税同盟（British Zollverein or Customs Union）」構想を念頭においていたとも考えられる。現にチェムバレンの名はこの章で幾度か登場する。1896年のチェムバレンの構想は、(1)イギリス帝国内での自由貿易の実現、(2)本国、植民地は外国商品への関税賦課に関しては自由裁量を保持する、(3)本国は植民地主要産品である小麦・肉類・羊毛・砂糖等の諸外国商品に中位の関税を課す、以上を内容とするものであった。それは、関内隆氏の言葉を使えば、「食料、原料の帝国特惠を基礎に帝国内自由貿易の実現を企図する政策」であった⁴⁰⁾。そしてこの構想は1895年の統一党政権の主要閣僚であるチェムバレンの提案であったためにその影響は大きかった。たとえばロンドン商業会議所は、チェムバレンのこの構想を「レッセ・フェール原理放棄の公認（official abandonment of the principle of laissez-faire）」とみなしている⁴¹⁾。ただしここで指摘しておかねばならないのは、1896年のチェムバレンの「イギリス帝国関税同盟」構想と1903年の彼の関税改革提案とは、後者の場合には帝国内自由貿易の実現が欠落している点で決定的に異なることである。1903年の提案は、帝国内自由貿易の実現を欠落させたりえて、植民地での現行関税を基礎とする帝国特惠を提示するものであった。このようにチェムバレンの構想が変化せざるをえなかった理由としては、帝国内自由貿易は植民地製造業に打撃を与え、また植民地関税収入を減少させるという批判が植民地側からなされたこと（1897年第2回植民地会議）、また植民地の現状において母国・諸自治領間に全般的自由貿易体制を採用することは実行不能であるという決議がなされたこと（1902年第3回同会議）を掲げておきたい⁴²⁾。

さてニコルソンによれば、イギリスの対外国貿易額が対植民地のその約3倍もあるという現状では、近年植民地が本国への特惠的待遇のサインを送っているけれども「諸外国に対する差別的関税を伴う帝国内自由貿易〔の実現〕がまったく不可能であることは明白である」。イギリス本国の製造品に対する植民地の関税を除去することは実行不能だし、イギリスの総貿易の中に占める植民地貿易の割合が小さいことはなおいっそう重大な問題である。しかもイギリスの貿易が帝国の拡大によって安全になったかという点、そうではない。対合衆国貿易額・資本輸出額・移民数が大きいことからわかるように、貿易も資本も労働も経済的要因にもとづいて動くのであって、帝国という政治的要因によって動くのではない。「資本も労働も国旗には従わないのである」（pp. 422-3）。こうした状況においては、植民地は帝国運営への参与を得

39) 桑原莞爾「〈大不況〉期におけるイギリス帝国連合運動」（吉岡昭彦編『政治権力の史的分析』御茶の水書房、1975年、所収）は有益である。

40) 関内隆、前掲論文、99ページ。

41) 桑原莞爾「1890年代のイギリス帝国貿易論——〈貿易は国旗に従うか〉論争を廻って——（上）」（熊本大学『文学部論叢（史学編）』第17号、1985年）84-8ページ。

42) 関内隆、前掲論文、99-102ページ。

る代りに、帝国防衛の費用も負担せよというチェムバレンの1897年第2回植民地会議での提案は、「経済的には良いように思えるかもしれないが、政策的には不適當であり歴史的にも間違っている」。現に植民地側はこうした提案に同意していない。チェムバレンの提案は「〔帝国の〕成員の結合はいっそう公式的なものになるべきであるし、その構成はいっそう必然的なものになるべきである」という、「空論的な観念」に基づいているにすぎないのである (pp.424-5)。J. C. ウッドの研究もいうように、ニコルソンは『原理』では、帝国防衛のための植民地への課税を基礎とする帝国連合案には反対の立場であった⁴³⁾。

ニコルソンはもちろん、帝国の解体を主張する者ではない⁴⁴⁾。『原理』第3編第24章「特許会社」でニコルソンは、ヘースティングスによるイギリスのインド征服以降のイギリス帝国の拡大は「イギリス文明の拡大」を生んだのであって、それは「野蛮な精神の復活」や「どん欲な利益追求」を示すものではないこと、そしてイギリス文明の拡大は「平和と良き統治」を確立するものであり、そのなかでイギリス人がイギリス帝国についてもっとも誇るべき「正義・個人的自由・宗教的寛容の観念」が生みだされたことを主張するのである (②Principles, Vol. II, 2nd ed., pp.264-5)。では帝国の結合は何によって保たれるのか。ニコルソンの答えは——なんらかの哲学的観念や経済的利害ではなくて——「自由と自然的愛情」である。イギリス帝国は複雑な歴史的諸力を通じて形成された多様さをその特質としている。また金で考えてペイしない植民地を放棄するとすれば1つの植民地も残らない。帝国防衛の問題も費用という観点でみるべきではない (②Principles, Vol. III, 1st ed., p.425)。『経済学原理』のニコルソンは、帝国の結束は本質的には——特惠ではなくて——感情の問題だと信じたのである⁴⁵⁾。

次の言葉は、『経済学原理』での帝国問題についてのニコルソンの結論を端的に表わしている。「帝国内自由貿易は望ましいと言うことは容易いし、こうした理想がやがては実現されるだろうと期待したい。しかしながら、3倍もの大きさをもつ諸外国との貿易を犠牲にすることによって、また帝国全域にあらゆる種類の嫉妬を生み出すことによって、さらには担税者が有益もしくは少くとも満足できるとみなしているような課税制度に干渉することによって、はじ

43) J. C. Wood, *op. cit.*, p.158.

44) 19世紀後半以降の経済学者の帝国観をみるうえでは、ウッドの『イギリス経済学者と帝国』(前掲)は有益である。ウッドがとりあげた1860年代以降の経済学者たち——G. スミス(Goldwin Smith), ロジャース(J. E. T. Rogers), ケアンズ(J. E. Cairnes), フォーセット(Henry Fawcett), ジェヴォンズ(W. S. Jevons), シジウィック, マーシャル, ニコルソン, ギッフエン(Sir Robert Giffen), アシュレイ, カニンガム, ヒュインズ, そしてホブソン(J. A. Hobson)——はすべて、「1人の例外もなく、イギリスのインドでの偉業と世界中へのアングロ=サクソニズムの展開とを誇りとした」(Wood, *ibid.*, p.265)。

45) B. センメルの研究によれば、1880年代にすでに帝国連邦同盟の内部に、帝国の結束は特惠貿易によってのみ可能だと考える勢力と、それは本質的には感情の問題だと考える自由貿易帝国主義の勢力の2つのグループが生まれていた。バーナード・センメル『社会帝国主義史』(野口建彦・野口照子訳、みすず書房、1982年)156-7ページ。

めてこの理想が実現できるのならば、それはイギリスのためにはならない」(p.426)。——われわれは⑦『帝国の計画』(1909年)に至って、こうしたニコルソンの主張が撤回されることを知るであろう。

5. リストとスミス

さてチェムバレンの関税改革運動へのニコルソンの批判として、最後にとりあげるべき論点が残されている。それは、フリードリッヒ・リストの保護関税論をめぐる問題である。チェムバレンによる自由貿易への批判が、19世紀後半以降のイギリスの一方的自由貿易(=輸入)政策の採用にもかかわらず諸外国の保護主義のために「不公正な競争(unfair competition)」がおこなわれて、それがイギリス工業製品の輸出の停滞(そして外国工業品輸入の増加)を生んだことに向けられており、そしてチェムバレンが、そうした不公正な競争からの国内市場の防衛と並んで諸外国の保護関税の緩和という目的達成のために中位の関税の必要を唱えている以上、また同時に帝国内での特惠関税に基づく帝国結合の強化のための手段として諸外国からの農産物への輸入関税を主張している以上⁴⁶⁾、それはリストの保護主義とは目的の点でも手段の点でも重要な相違を含むものであった。リストの保護主義は——20世紀初頭のイギリスでは注目されていなかった『農地制度論』を措いて、『経済学の国民的体系』からみた場合には——、国民経済を形成するうえでの自国工業力の確立の決定的意義に着目し、産業革命を経たイギリスの強力な工業力に対抗して工業保護主義を唱えたものであった。にもかかわらず、イギリスの一方的自由貿易の採用は自由貿易原則の普遍性=コスモポリタニズムという立場から出ているのであり、それがイギリス経済の後退を生んでいるというチェムバレンや彼を支持した人々の見方からすると、リストの保護主義のもつナショナリズム的側面は十分に耳を傾けるべきものであった。

チェムバレンを支持した経済学者のリスト評価を以下に簡単に紹介しておこう。

アシュレイは『関税問題』(*The Tariff Problem*, London, 1903)という著作のなかで、リストを「科学的保護主義」の創始者と呼んだうえで、保護が現在の交換価値の犠牲のうえでそれよりはるかに重要な一国の生産諸力を生み出す点を、リストが問題にしていることを高く評価する。それは「普遍的な妥当性をもつ——つまり、いつでもいかなる国にも適用できる——ものとしてのアダム・スミスの理論を根底から打ち壊す」ものであった⁴⁷⁾。さらにアシュレイは、1904年5月19日に「コンパトリオッツ・クラブ(Compatriots' Club)」でおこなった「経済学と関税問題(Political Economy and the Tariff Problem)」と題する講演でもリストに言及している。アシュレイによれば、1870年代以降のヨーロッパ、アメリカでおこなわれ

46) J. Chamberlain, *op. cit.*, p. ix.

47) W. J. Ashley, *The Tariff Problem*, pp. 23-6.

はじめたイギリス古典派経済学に対する批判の潮流は、その源泉を、(1)労働・社会問題の生成、(2)歴史的精神の成長、(3)政治的＝国民的なものの重視という3つの要因に求めることができる。そしてリストの主張はこのうちの(2)、(3)と深くかかわっている。すなわち、リストがとりあげた「今日の交換価値よりも将来の生産力を」という問題は、経済学における「静学」と「動学」、「短期」と「長期」という論点を提起するものであり、進化論的な考え方に代表される「歴史的精神の成長」を背景とするものであった。この点でリストは、「世界への影響力という点ではアダム・スミスと並べられるべき唯一人の著作家」というべきである。さらに『経済学の国民的体系 (*the National System of Political Economy*)』というリストの著作名が象徴するように、政治的＝国民的なものの重視はスミス以降のイギリス経済学の展開と対照的である。すなわちスミス以降イギリスでは、政治的なものとのつながりは経済学 (political economy) から薄められていき、経済学は「無国籍の人間性 (non-national humanity)」という前提に立つようになり、ついには「ポリティカル・エコノミー」という言葉は放棄されて「エコノミクス」といういっそう抽象的な響きをもつ言葉にとって代わられたのである⁴⁸⁾。

カニンガムも『自由貿易運動の興隆と衰退』 (*The Rise and Decline of the Free Trade Movement*, Cambridge, 1904) という著作のなかで、リストが、イギリスの自由貿易主義はコスモポリタニズムから出ていながら、それが実施されればイギリスには有利だが「他の国々を後進的で貧困な状態のままにする」と批判した点の正当さを認めている。そしてカニンガムは、このようにリストが批判した、自由貿易のコスモポリタニズム＝国民の無視が自由貿易の世界化を失敗させた原因だったと論ずるのである⁴⁹⁾。またL. L. プライスも1903年の「関税改革に対する経済的偏見 (*The Economic Prejudice against Tariff Reform*)」という論説で、リストのスミスに対する批判の真の強さが、「〈国民的〉政策」を自由貿易が欠いている点を正しく強調したことにあると述べている⁵⁰⁾。

さてニコルソンは、1904年にその新版が出版されたリストの『国民的体系』の英訳 (ロイド訳) に序文をつけている。⑤ *The National System of Political Economy by F. List, translated by S. S. Lloyd, new ed., with an Introduction by J. S. Nicholson, London, 1904* がそれである (なおロイド訳の初版は1885年に出版されている)。この序文のなかでニコルソンは、チェムバレンの関税改革提案の支持にリストを援用することの無理とリストのスミス批判の欠陥について以下のように述べている。

48) Ashley, *Political Economy and the Tariff Problem*, in *Compatriots' Club Lectures*, 1st Series, ed. by the Committee of the Compatriots' Club, London, 1905, pp. 239 - 44.

49) W. Cunningham, *The Rise and Decline of the Free Trade Movement*, pp. 89 - 90, 158. また Cunningham, *The Growth of English Industry and Commerce in Modern Times*, Pt. II, *Laissez Faire*, Cambridge, 1903, p. 869 もみよ。

50) L. L. Price, *The Economic Prejudice against Tariff Reform*, *Fortnightly Review*, Nov. 1903, pp. 759 - 60.

『国民的体系』の英訳の新版が出されるのは、チェムバレンの関税改革提案が生んだ論争がそれを必要としたからである。だがチェムバレン提案を支持する議論を『国民的体系』のなかに見いだそうとしても、きっと失望することになる(p. xiii)。すなわち、リストは保護による利益を工業に限定し、農業についてはその利益を少しも認めなかった。農業保護の無益については、リストは「極端な自由貿易」の理論に同意したのである。またリストは、イギリスの国民的自由こそがその工業・国力の基礎にあることを十分に認識していたし、農工商段階に達した国にとっての自由貿易の利益を強調している。さらにリストが認めた工業保護も、その対象が新興国に限られているし、その保護関税も「健全な競争」を保証するような中位の水準のものでされている。しかも工業が成長すれば保護は放棄される。結局、「リストの体系の基^{コナ・ストーン}石はナショナルイズムであるけれども、彼の最終的な理想は普遍的な自由貿易なのである」。この点で、保護制度は他の国々を普遍的自由貿易が可能で望ましい段階に引き上げる手段にすぎなかったのである (pp. xxiii - xxv)。

とすると、リストを現在の関税改革提案を支持する権威として使うことはできない。その理由は第1に、イギリス工業は幼稚産業ではない。第2に、リストは農産物の自由貿易はむしろその国の農業の繁栄をもたらすと考えたが、こうした想定は交通革命によってすでに過去のものとなっている。第3に、リストは帝国の結合についても、政治的結合が経済的結合に先行すると考えていたのであり、チェムバレンの特恵関税を基礎とする結合強化とは立場が異なる (pp. xxv - xxvi)。

しかもニコルソンによると、リストのスマスへの批判には重大な欠陥が存在する。それは一言でいえば、スマスの内にあるナショナルリストの本質をリストが理解しなかったということである。リストを自由貿易論者に対する「偉大な批判者」と評価する人々は、リストのナショナルイズム = 反コスモポリタニズムの一面をもち上げる。なるほどリストの自由貿易論への批判は、スマスが留保を付けて主張した自由貿易論を単純化し、そうした留保をとり去って自由貿易の普遍性を主張する、スマス以降の、彼のいわゆる「学派」の人々については当たっている。だがスマスは、諸国民の個別利害はいつも調和するものではないことを当然としていた。たとえば植民地についてのスマスの議論は、新植民地形成によってヨーロッパ全体が得た利益と、個別の国が得た利益とをはっきりと区別している。すなわち、各国民は植民地貿易の独占によって、より小さい相対的利益のためにより大きい絶対的利益を犠牲にしたのである。だがスマスはこの点を指摘しながらも他方で、「〈帝国の計画 (project of an empire)〉を実現させるためにもっとも徹底的な帝国連合案を定式化したのである。イギリスの観点からすれば、実は、スマスはリスト以上にナショナルリストなのである」 (pp. xvi - xvii)。つまりニコルソンは、スマスのナショナルリスト的側面を強調したうえで、リストのスマス批判が的を失っていることを指摘するのである——なお⑦『帝国の計画』になると、帝国主義者としてのスマスが強調される

51) ⑦『帝国の計画』でのニコルソンのスマス理解について、ウッドはこう書いている。「ニコルソン

ことになる⁵¹⁾——。

こうしたリストのスマス批判の欠陥という論点が、前に示した、リストをチェムバレン提案を支持する権威として利用することの無理という論点とどう関連しているのかは分明ではない。リストのスマス批判の欠陥という論点こそが、『国民的体系』という古典の英訳新版への序文としては重要だったのであろう。この序文はこう結ばれている。すなわち、「最後に、アダム・スマスが自由貿易に対する例外を認めたのとちょうど同じように、リストも保護に対する例外を認めた、と言ってよいだろう。そして両者において、理論上のこうした例外は非常に重要だったので、全体的に考えれば両者の相違は読者が想像するほどには大きくない。リストがアダム・スマスの極端な後継者たちが抱いたにすぎない見解をとりあげてスマスを攻撃することをせずに、この原著者〔スマス〕との一致点を強調していたならば、リストの著作はその力と評判とを増したことであろう」(p. xxvi)。

リストのスマス批判の欠陥に関するニコルソンの議論は、ニコルソンのスマス理解の特質、すなわちナショナリストとしてのスマスを浮びあがらせている。結局ニコルソンは、スマスのなかのナショナリストとしての一面を強調することを通じて、スマスの自由貿易論——さらには、現在までのイギリスの自由貿易政策——が決してコスモポリタニズムから出ているのではなくて、イギリスの利益に適うナショナリズムの立場から出ていることを指摘し、そして現在自由貿易を維持することこそイギリスの国益に適うと論じようとしたのであった。1905年に『エコノミック・ジャーナル』に発表した、カニンガムの『自由貿易運動の興隆と衰退』(1904年)への書評のなかで、ニコルソンは、スマスが保護主義に対して有益な「武器」を提供していること、また『国富論』の広範な議論のなかに「どんな種類の教義でも自らを支持する文章を見出せる」ことを認めたうえで、こう述べている。すなわち、「われわれはすべてアダム・スマスの弟子である。そしてわれわれのほとんどは、スマスの主張のウエイトはチェムバレンの主張とはまったく反対のところに置かれている、と信じている」⁵²⁾と。

スマスのなかのナショナリストの一面を重視するというニコルソンのスマス評価は、ニコルソンが①『国富論』への序文(1884年)で公正貿易運動に反対した時にも、また今みたようにチェムバレンの関税改革提案に反対した時にも保持されたものであった。①『国富論』への序文について、この点を確認して本稿の結びにかえたい。

①『国富論』への序文のなかでニコルソンは、アメリカの保護主義者H. C. ケアリーが自らを「アダム・スマスの真の弟子」と自称することには、一理あると認めている。というのは、『国富論』第2編第5章の資本投下の自然的順序論によれば、国内トレードに投下された資本は外国貿易に投下される場合より大きな利益をもたらすことになるからである。同じことは公

にとっては、アダム・スマスは共同防衛と政治力の結合という目的のために一大連合帝国を提案した帝国主義者(an imperialist)であった」(J. C. Wood, *op. cit.*, p. 157)。

52) Nicholson's Review on W. Cunningham, *Economic Journal*, Mar. 1905, pp. 47-8. 傍点は服部。

正貿易論者の主張についてもいえる。彼らの主張はすべて、スミスがはっきりと述べたところのものである。スミスは、政治的独立の意義や様々な諸産業の存在の重要性について、また長く確立された制度の廃止の危険について十分に認識していた。航海条例への支持、報復措置の利益の可能性の承認、国内産業の重視はこうした認識とかがわっている (pp. 8, 17, 19, 29)。

したがって、スミスについて評価すべき点は、もっとも安い市場で買うことは利益であるとか、金鉱山をもたない国では輸入は輸出によって支払われるとかいった明々白々な命題を述べたことではない。そうした命題はスミス以前に述べられていた。そうではなくて、「相対立する原理や利害について彼がおこなった注意深い検討と、自由貿易が国の繁栄 (national prosperity) をもっとももたらしうるシステムであると結論づけたところの合理的な判断」とこそが評価されるべきなのである。資本投下の自然的順序論は、外国貿易より国内トレードの方が、また工業より農業の方が同一資本額を投下しても利益が大きいことを結論する。にもかかわらずスミスは、農業や国内トレードに対していかなる形であれ人為的奨励を与えることを主張しなかった。スミスは、自由貿易をドグマとして主張していないのである (pp. 18, 27)。

つまり、ニコルソンの理解では、資本投下の自然的順序論に典型的に表現されている国民的利益の重視の立場 (= ナショナルリスト・スミス) にもかかわらず、国民的利益の実現のためにスミスが人為的奨励策をとらなかったことが、別言すれば、相対立する利害についての「注意深い検討」をしたうえで、自由貿易こそが国民的利益の実現にもっとも適うという「合理的判断」をしたことが、スミスの最大の功績なのであった。これは簡単にいうと、国民的利益が目的で自由貿易はその手段ということになる。